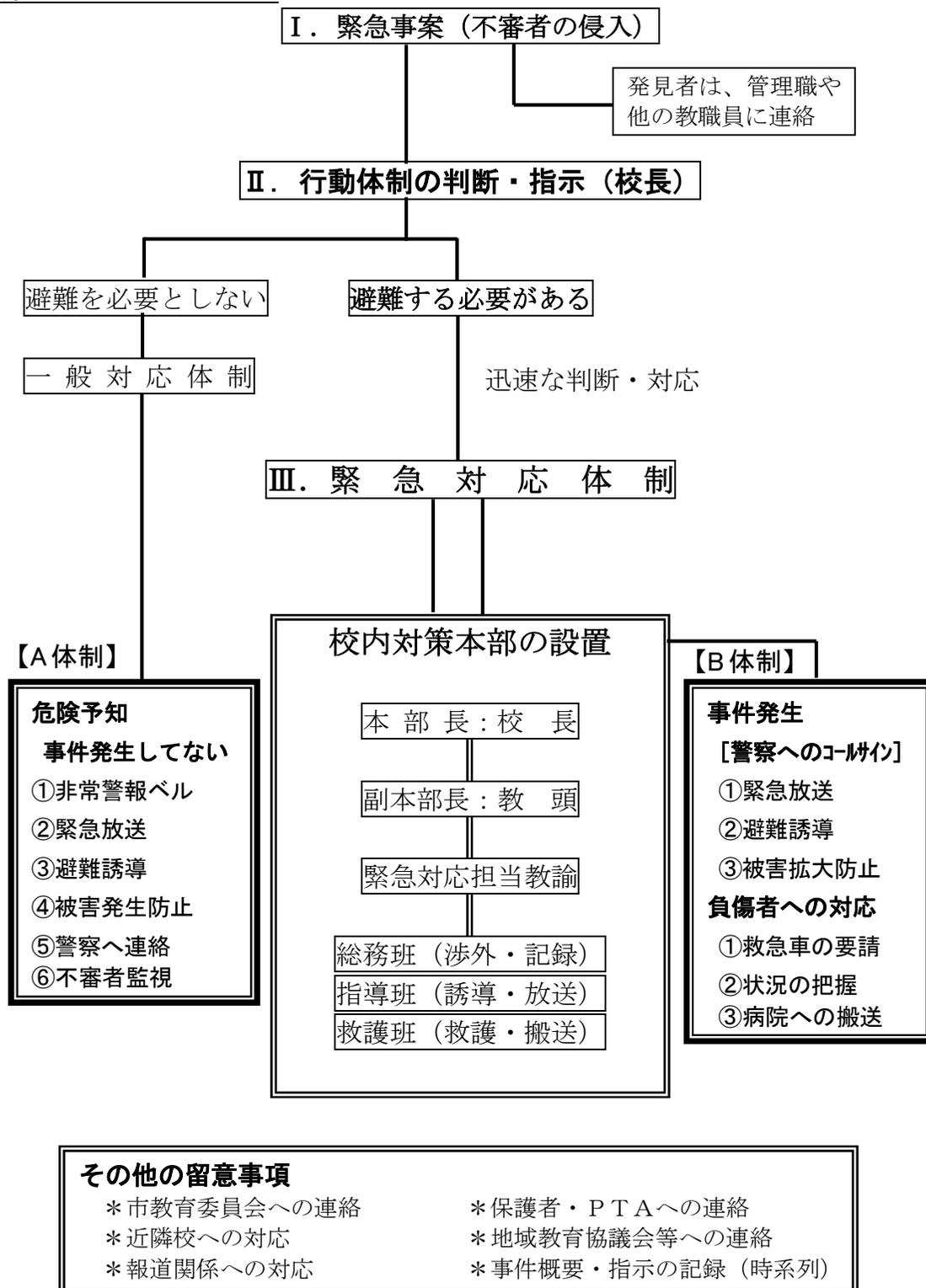


緊急対応マニュアル



I. 緊急事案 (不審者の侵入)

発見者は、管理職や他の教職員に連絡

II. 行動体制の判断・指示 (校長)

避難を必要としない

避難する必要がある

一般対応体制

迅速な判断・対応

III. 緊急対応体制

【A体制】

- 危険予知**
事件発生していない
- ①非常警報ベル
 - ②緊急放送
 - ③避難誘導
 - ④被害発生防止
 - ⑤警察へ連絡
 - ⑥不審者監視

校内対策本部の設置

本部長：校長

副本部長：教頭

緊急対応担当教諭

総務班 (渉外・記録)

指導班 (誘導・放送)

救護班 (救護・搬送)

【B体制】

- 事件発生**
[警察へのコールイン]
- ①緊急放送
 - ②避難誘導
 - ③被害拡大防止
- 負傷者への対応**
- ①救急車の要請
 - ②状況の把握
 - ③病院への搬送

その他の留意事項

- * 市教育委員会への連絡
- * 近隣校への対応
- * 報道関係への対応
- * 保護者・PTAへの連絡
- * 地域教育協議会等への連絡
- * 事件概要・指示の記録 (時系列)

I. 不審者が侵入した時の対応

- ① 管理職や他の職員に連絡する。
- ② 複数の教職員で対応する。

II. 行動体制の判断・指示

- ① 速やかに情報を収集し、迅速かつ的確に判断する。
- ② 危険が予見される場合は、緊急時における対応をとる。

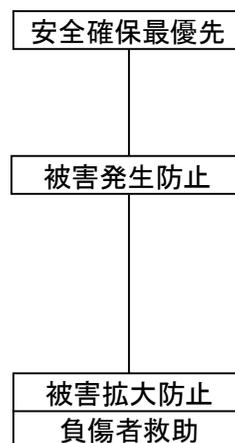
III. 緊急時における対応

【A体制】危険予知（事件が発生していない場合）

- ① 防犯ブザー・非常警報ベルをならす。
- ② 緊急放送に従って、生徒を避難させる。
- ③ 吹田警察生活安全課・市教委へ連絡する。
- ④ 不審者を監視する。
- ⑤ 近隣校へ事件を知らせる。

【B体制】事件が発生している場合

- ① 防犯ブザー・非常警報ベルをならす。
- ② 警察へコールサインで通報する。
- ③ 緊急放送に従って、生徒を避難させる。
- ④ 被害の拡大を防止する。
- ⑤ 市教育委員会へ連絡する。
- ⑥ 近隣校へ事件を知らせる。



IV. 負傷者がでた場合

- ① 救命救護活動を最優先し、救急車を要請する。
- ② 負傷者の状況（氏名・負傷の状態・人数）を的確に把握する。
- ③ 保護者への連絡を適切に行う。
- ④ 病院への搬送には教職員が必ず付き添う。